

## 教育機関相互における単位認定・編入学について (現状と課題)

# 検討が必要な課題

## 背景

社会で求められる知識・技能が高度化する中、**専門分野の深化**とともに、**複数分野にわたる多様な知識・技能の修得**が重要。そのためは、

- ・様々な教育機関における多様な履修機会の確保
- ・学校種間での流動性の確保

を促進していくことが必要。

## 検討課題

### 大学における単位認定や大学への編入学の拡充

・現行制度で認められている短期大学(専攻科含む)、高等専門学校(専攻科含む)、専門学校に加えて、高校専攻科、省庁系大学校・短期大学校を認めることについて検討を行う。

### 大学から他の高等教育機関への編入学

・現行制度では、短期大学、高等専門学校、専門学校から大学への編入学については、法律上の根拠規定が設けられているが、法律上の明文規定のない大学から短期大学等への編入学について検討を行う。

	大学における単位認定	大学への編入学
短期大学		
高等専門学校		
専門学校		
<b>高校専攻科</b>	×	×
短期大学専攻科		-
高等専門学校専攻科		-
<b>省庁系短期大学校</b>	×	×
<b>省庁系大学校</b>	×	-



# 単位認定・編入学についての関係法令等

## 【単位認定】

現行制度では、以下の教育施設等での学修を単位認定することが可能になっている。  
(大学設置基準第29条1項、平成3年告示第68号各号)。

<b>短期大学(専攻科含む)</b>	社会教育法上の社会教育主事講習
<b>高等専門学校(専攻科含む)</b>	図書館法上の司書講習
大学の専攻科	学校図書館法上の司書教諭講習
<b>修業年限2年以上の専門学校</b>	認定技能審査に係る学修
教職免許法上の認定講習	TOEIC,TOEFL等に係る学修

上記のうち、「**大学以外の教育施設**における授業、講習、学修等」としては、**、** **、** **が認められている。**

大学設置基準(抄)

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う**短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修**その他**文部科学大臣が別に定める学修**を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

## 【編入学】

**編入学の定義**:異なる**学校種**の**途中年次**への入学のこと。なお、編入学は、法律で規定されている**修業年限の例外**に当たることから、法律上の根拠が必要である。

学校教育法(抄)

(短期大学)

第108条

7 **第二項の大学(注:短期大学)を卒業した者は**、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学(注:四年制大学)に編入学することができる。

(大学への編入学)

第122条 **高等専門学校を卒業した者は**、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

(大学への編入学)

第132条 **専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)**を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。